

2019年10月8日

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワークの策定について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（代表執行役社長 三毛 兼承^{みけ かねつぐ}、以下 MUFG）は、今般、資本市場を通じた持続可能な環境および社会の実現に向けた取り組みの一環として、本邦初となる「グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク」（以下本フレームワーク）を策定し、本日付で第三者認定機関である Sustainalytics 社より本フレームワークに対するセカンドパーティ・オピニオン^{*1}を取得しました。

1. 背景

MUFG は、金融機関の使命として、長期的な視点でお客さまや社会と末永い関係を築き、共に持続的な成長を実現することを経営ビジョンに掲げており、金融機能を通じた環境および社会の課題解決に積極的に取り組むことで、持続的な事業の成長と企業価値の向上の実現を目指しています。

MUFG は、ESG への更なる取り組み強化の観点から、2019年5月に新しく「サステナブルファイナンス目標^{*2}」を設定するとともに、「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク^{*2}」を改定し、2019年7月1日より適用を開始しております。

2. 目的・概要

本フレームワークの策定は、資本市場を通じて、持続可能な環境・社会の実現に貢献することを目指す取り組みを強化することを目的としたものです。従来のグリーンボンドフレームワークから、資金使途の対象となる適格カテゴリーをグリーン分野のみならず、ソーシャル分野のプロジェクトへと拡大いたします。

また、本フレームワークは、第三者認定機関である Sustainalytics 社からのセカンドパーティ・オピニオンを取得しており、国際資本市場協会（ICMA : International Capital Market Association）が公表する「グリーンボンド原則 2018（GBP）^{*3}」、「ソーシャルボンド原則 2018（SBP）^{*3}」、「サステナビリティボンド・ガイドライン 2018（SBG）^{*3}」の基準に該当するものと認められております。

本フレームワークに基づき発行される債券は、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドのいずれかとなります。それぞれの債券によって調達された資金は、グリーンボンドはグリーン分野、ソーシャルボンドはソーシャル分野、サステナビリティボンドはグリーン・ソーシャル分野の双方への貢献が期待されるプロジェクトに限定され使用される予定です。

なお、MUFG は、資本市場を通じて持続可能な環境・社会の実現に貢献することをめざす取り組みの一環として、2016年9月以降、国内および海外市場において国際的な金融規制（以下 TLAC 規制^{*4}）に対応した MUFG グリーンボンドを発行しており、本フレームワークにより発行される債券も、TLAC 規制に対応した債券となる予定です。



本フレームワークに基づき調達された資金は、今後、MUFG の連結子会社である株式会社三菱UFJ 銀行（取締役頭取執行役員 三毛 兼承^{みけ かねつぐ}）に対する融資を通じて、グリーン分野向けの融資^{*5}のほか、新たにソーシャル分野向けの融資^{*5}にも充当することを予定しております。

MUFG は、本フレームワークに基づく債券の発行、およびその発行代わり金の三菱 UFJ 銀行による融資を通じて、持続可能な環境・社会の実現に資するプロジェクトをサポートするとともに、今後も、ESG を考慮した投融資に貢献してまいります。

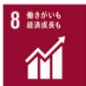



- *1 オピニオンの詳細及び本フレームワークの概要は、Sustainalytics 社のホームページをご参照ください。
<https://www.sustainalytics.com/sustainable-finance/wp-content/uploads/2019/10/Mitsubishi-UFG-Financial-Group-Green-Social-and-Sustainability-Bond-Second-Party-Opinion-08102019-JAPANESE.pdf>
- *2 「サステナブルファイナンス目標」の設定と「MUFG 環境・社会ポリシーフレームワーク」の改定について。
https://www.mufig.jp/dam/pressrelease/2019/pdf/news-20190515-001_ja.pdf
- *3 グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドの透明性の確保、情報開示およびレポートを推奨し、市場の秩序を促進させることを目的に、国際資本市場協会（ICMA）が策定した自主的ガイドライン。
- *4 Total Loss-Absorbing Capacity（総損失吸収力）の略で G-SIBs 等に適用される資本関連規制の一種。
- *5 詳細は【ご参考】に記載。

【ご参考】資金使途の対象となる適格カテゴリー及び SDGs との整合性

グリーン分野

資金使途の対象となる適格カテゴリー	SDGsターゲット
①J-REIT（日本の不動産投資法人）が保有する適格グリーンビルディングに対する融資	
②適格再生可能エネルギープロジェクト（太陽熱発電、太陽光発電、陸上および洋上風力発電プロジェクト）に対する融資	

ソーシャル分野

資金使途の対象となる適格カテゴリー	SDGsターゲット
①震災、台風等の災害からの復興に寄与する融資（「復興特区支援利子補給金制度 ^{*6} 」および「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 ^{*7} 」等を利用する事業者への融資に優先して充当）	
②低所得者層にもアクセス可能である、国内外の公的病院、国内の社会医療法人および社会福祉法人が運営する国内病院への融資	
③低所得者層にもアクセス可能である、公立学校への融資	
④イングランドの公共住宅当局に登録された公共住宅供給業者向けへの融資	

- *6 東日本大震災の被災地の復興に向けて、地方公共団体が作成し国の認定を受けた復興推進計画の中核事業に必要な融資に対して、国が5年間、利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援する制度。
- *7 東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波震災区域および原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって避難指示が解除された地域を中心に産業復興を加速させ、雇用の創出を通じて地域経済活性化を図ることを目的とした補助金。

以上

ご注意：この文章は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループによるグリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク策定とセカンドパーティ・オピニオン取得に関して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。